

## ○西東京市債券運用方針

令和6年11月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この方針は、西東京市における資金の保管・運用基準に基づき、基金の債券運用に必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 債券運用に当たっては、次に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 安全性の確保 元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うこと。
- (2) 流動性の確保 予算執行に支障をきたすことがないように、必要となる資金を確保するとともに、資金の流動性を勘案した運用を行うこと。
- (3) 効率性の追求 安全性及び流動性を十分確保した上で、効率的な運用に努めること。

(債券の種類)

第3条 購入する債券は、元本の償還が確実な債券で、次の各号のいずれかに該当する債券とする。

- (1) 日本国債
- (2) 政府保証債
- (3) 地方債
- (4) 財政投融资機関債
- (5) 地方公共団体金融機構債

(債券の取得価格)

第4条 購入する債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする。

ただし、金利水準の変化等により、利回りが有利と判断される場合には、額面価格超での購入もできるものとする。

(購入先の選定)

第5条 債券の購入に当たっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、選定時においてより効率性の高い方式を用いるものとし、当該債券の取引量、債券の情報内容の適時性等を考慮しながら迅速かつ柔軟に対応するものとする。

(資金の運用期間)

第6条 資金の運用は、各々の基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画を勘案しながら、20年を限度とした複数会計年度にわたり行うことができる。

2 資金の運用は、保有する金融商品の各々の満期又は期限まで保有することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、保有する金融商品が満期又は期限に達するまでに処分をすることができる。

- (1) 安全性を確保するために必要と判断される場合
- (2) 流動性を確保するために必要と判断される場合

- (3) 第10条に規定する債券の収益性評価を行った結果、安全性を確保しつつ、効率性が向上することが認められるため、保有する金融商品の入替えを行うことが有利であると判断される場合

(現先取引による資金確保)

第7条 短期の資金繰りに必要と認められた場合は、取得済み債券の現先取引を通じて資金確保をすることができるものとする。

(債券台帳)

第8条 債券の保管にあたっては、次に掲げる事項を記載した債券台帳を整備するものとする。

- (1) 債券を購入したとき 銘柄、約定日、額面、購入金額、表面利率、利回り、発行日、償還日、金利支払日、購入単価、経過利息、口座管理機関その他必要な事項
- (2) 債券を売却したとき 約定日、売却価格、売却単価、所有期間利回り、受渡日、経過利息、売却理由その他必要な事項

(債券の償還差損益の処理)

第9条 債券の償還差損益等の処理は、次のとおりとする。

- (1) 経過利息 既発債を購入した場合は、経過利息に相当する金額を購入日の属する年度の受取利息から差し引いた金額を当該年度の運用益とする。
- (2) 償還差益 満期償還日の属する年度において償還差益として処理する。
- (3) 償還差損 購入時に算定される差損を償還期間までの各年度において均等に分割し、毎年度の償還利息から当該差損に相当する金額を直接基金に充当し、債権の簿価から当該差損に相当する金額を減じる。ただし、債券購入日の属する年度において発生した売却益で相殺できる場合に限り、この売却益の充当によって当該年度において処理することができる。
- (4) 売却益 売却の日の属する年度において売却益として処理する。ただし、前号の規定により売却益の一部を償還差損の処理に充当した場合は、当該差損金額を差し引いた金額を売却益として調定する。
- (5) 売却損 売却日の属する年度において、当該基金の運用益から売却損に相当する金額を直接基金に充当する。

(債券の収益性の評価基準)

第10条 債券の収益性の評価は、別表の計算式による保有期間を通じた利回りによるものとする。

2 債券の入替えを行う場合は、新たに取得する債券の保有期間利回りを含めて収益性の評価を行う。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和6年11月1日から施行する。

別表(第10条関係)

保有期間利回り = (年間利息 + (売却価格 - 購入価格) ÷ 保有期間) ÷ 購入価格